



〔中華民国〕

商標法施行細則

1930年12月30日公布施行	1932年09月03日公布施行
1947年01月08日公布施行	1960年03月18日公布施行
1973年06月13日公布施行	1982年05月06日公布施行
1987年10月19日公布施行	1991年10月23日公布施行
1994年07月15日公布施行	1999年09月15日公布施行
2002年04月10日公布施行	2003年12月10日公布施行
2012年06月29日公布施行	2012年07月01日公布施行

第1章 総則

第1条 【本細則の根拠】

本細則は商標法（以下本法という）第110条の規定によりこれを定める。

第2条 【身分証明、法人証明の提出及び申請書の書式】

本法又は本細則に定める各種の申請において、本法第13条規定の電子申請方法を除いて、全て書面を以って提出しなければならない。出願人の署名又は捺印が必要であるが、商標代理人に委任するときは、その代理人の署名又は捺印のみにより申請することができる。商標責任官庁は出願人の身元又は資格を照合する必要があると認めるとき、出願人に身分証明、法人証明書或いはその他の資格証明書類を提出するよう通知することができる。

2. 前項の書面を以って出願する場合の申請書の書式及び部数については、商標責任官庁によってこれを定める。

第3条 【申請書類の使用言語】

商標の登録出願及び商標に関連する申請書類については、中国語でなければならない。証明書類又はその他の文書物件が外国語である場合、商標責任官庁が必要と認めるときは、中国語訳本又は概略訳本を添付しなければならない。

第4条 【提出書類の写本代用】

本法及び本細則が規定する提出すべき証明書類については、原本又は正本で提出しなければならない。但し、次に掲げる事情の1つに該当するときは、写本で代用することができる。

- ①原本又は正本が既に商標責任官庁に提出済であり、且つ該提出済書類に付与された番号を明記しているとき。
- ②当事者は提出した写本が原本又は正本と相異なることを釈明したとき。商標責任官庁は写本の真実性を確認する必要があると認めるときは、当事者に原本或いは正本を提示してもらい、相違ないことを照合し、返却する。

2. 前項第2号の規定について、優先権及び展覧会優先権に係る証明書類は、これを適用しない。

第5条 【代理人の委任】



商標代理人に委任するときは、代理の権限を明記した委任状を提出しなければならない。

2. 前項委任は現在又は将来の1件又は多数件商標の登録出願、変更、異議申立、審判、取消及びその他の関連手続にこれを用いることができる。
3. 代理人の権限変更について、書面を以って商標責任官庁に通知していない場合、商標責任官庁に対して効力が生じないものとする。
4. 代理人の書類送達住所を変更したときは、書面を以って商標責任官庁に通知しなければならない。

第6条 【代理人の権限】

商標代理人は委任権限内の全ての権限を行使することができる。但し、代理人の選任と解任、出願又は登録した指定商品又はサービスの縮減申請、出願商標又は登録商標の取下げ申請については、特別委任を受けていない限り、これを行行使することはできない。

第7条 【指定期限内の補正】

本法第8条第1項でいう指定の期限内に補正しない場合とは、指定された期限内迄に補正していない、又は補正した内容に不備があるときをいう。

第8条 【指定期間の延長申請】

本法及び本細則が指定する期間については、第34条の規定を除いて、全て指定される期間内に延長の理由及び期間を陳述説明し、商標責任官庁に期間延長申請を行うことができる。

第9条 【原状回復の申請】

本法第8条第2項の規定により、原状回復を申請するときは、法定期間を遅延した理由及びその消滅した日付を明記して、且つ証明書類を添えて提出しなければならない。

第10条 【商標登録原簿の記載事項】

商標登録原簿には、次の事項を記載しなければならない。

- ①商標登録番号及び登録公告日。
- ②商標出願番号及び出願日。
- ③商標権者姓名又は名称、住所又は営業所。台湾国内に所在しない商標権者について、その国籍又は地域名。
- ④商標代理人。
- ⑤商標の種類、商標の形態及び商標図様の色彩又は白黒。
- ⑥商標名称、商標図様及び商標の描写記述。
- ⑦指定する商品又はサービスの類別及び名称。
- ⑧優先権日及び申請受理した国名又は世界貿易機関の加盟国名。展覧会の展示の優先権日及び展覧会名称。
- ⑨本法第29条第2項及び第3項、第30条第1項第10号乃至第15号各号但書及び第4項に規定する登録の記載。



- ⑩商標登録の変更及び訂正事項。
- ⑪商標権の更新登録、商標権の存続期限、登録した指定商品又はサービスの一部のみ更新した場合、その更新登録後の指定商品又はサービス及び類別の記載。
- ⑫商標権の分割について、その商標の原登録原簿に分割後の各商標の登録番号を記載しなければならない。又、分割後の商標の登録原簿には原商標の登録番号及びその原登録原簿に記載された事項を記載しなければならない。
- ⑬縮減した一部分の商品又はサービスの類別及び名称。
- ⑭商標権を承継した商標権者名、住所又は営業所並びに商標代理人名。
- ⑮商標使用許諾の使用権者名、専用又は通常の使用権設定の種類明記、使用許諾の開始日、終了の日があるときはその終了日、使用許諾の対象商品又はサービスの名称及び類別並びに使用許諾の地区。再使用許諾の場合も同様とする。
- ⑯質権者姓名又は名称及び担保の債権額。
- ⑰商標の使用許諾、再使用許諾、質権の変更事項。
- ⑱使用許諾、再使用許諾の取消及び質権の消滅。
- ⑲商標無効審判又は登録取消請求に係る法律条文の根拠、無効審判又は取消請求を受けた一部分の商品又はサービスに係る類別及び名称。
- ⑳商標権の放棄又は失効。
- ㉑裁判所又は行政執行機関が通知した強制執行、行政執行又は破産手続に関する事項。
- ㉒その他の商標の権利及び法令に定める全ての事項。

第11条 【商標登録原簿の公報掲載】

商標登録原簿の記載事項は、商標公報に掲載しなければならない。

第2章 商標の登録出願及び審査

第12条 【出願書類】

商標登録を出願するときは、申請書を以て商標の種類及び形態について声明し、次の事項を明記しなければならない。

- ①出願人姓名又は名称、住所又は営業所、国籍又は地域、代表者が有るときは、その姓名又は名称。
- ②商標代理人に委任する場合、その代理人名及び住所又は営業所。
- ③商標名称。



- ④商標図様。
- ⑤指定する商品又はサービスの類別及び名称。
- ⑥商標図様に中国語以外の文字が含まれている場合、その言語別の説明。
- ⑦商標を描写記述しなければならない場合、係る描写記述。
- ⑧本法第20条規定によって優先権を主張する場合、第1次出願の出願日、その出願を受理した国又は世界貿易機関の加盟国及び出願番号。
- ⑨本法第21条規定によって展覧会の展示の優先権を主張する場合、第1次展示の展示日及び展覧会名。
- ⑩本法第29条第3項又は第30条第4項の規定に該当する場合、権利不要求の声明。

第13条 【商標図様】

商標の登録出願に添えて提出する商標図様について、商標責任官庁が公布した様式に合致しなければならない。商標図様の審査のために、商標責任官庁が必要と認めるときは、出願人に係る商標の描写記述及び商標見本を提出するよう通知することができる。

2. 商標を指定商品又はサービスに使用する方式、位置或いは内容態様について、商標図様に点線で表現して、且つ係る商標描写記述で説明することができる。その点線部分は商標の一部に属しないものとする。
3. 第1項でいう商標の描写記述とは、商標自体及びその指定商品又はサービスに用いる場合に係る関係を説明することを指す。
4. 第1項でいう商標見本とは、商標自体の見本或いは商標が保存されている電子媒体のことを指す。

第14条 【色彩商標の出願】

色彩商標を登録出願するときは、商標の色を提出する商標図様に示さなければならない。且つ色彩を指定商品又はサービスにおいて実際に使用する方式、位置或いは内容態様について点線で表示することができる。

2. 出願人は商標の色彩及び指定商品又はサービスに使用する状況に係る描写記述を提供しなければならない。

第15条 【立体商標の出願】

立体商標を登録出願するときは、提出する商標図様は立体形状の図形を可視図面に表示しなければならない。係る可視図面は6図面に限定される。

2. 前項立体形状の図形を指定商品又はサービスに使用する方式、位置或いは内容態様について、商標図様に点線で表現することができる。
3. 出願人は立体形状に係る描写記述を提供しなければならない。商標図様に立体形状以外の構成要素があれば、併せて説明しなければならない。

第16条 【動態商標の出願】

動態商標を登録出願するときは、提出する商標図様は動態映像が変化していく過程の静止図像を表示しなければならない。係る静止図像は6図像に限定される。



2. 出願人は動態映像が連続変化していく過程に従って描写記述を提供しなければならず、且つ商標責任官庁が公布した様式に合致する電子媒体を添えて提出しなければならない。

第17条 【ホログラム商標の出願】

ホログラム商標を登録出願するときは、提出する商標図様はホログラムを可視図面に表示しなければならない。係る可視図面は4図面に限定される。

2. 出願人はホログラムに係る描写記述を提供しなければならない。又、視覚角度の違いで異なる図像が生じる場合は、係る変化の状況も併せて説明しなければならない。

第18条 【音声商標の出願】

音声商標を登録出願するときは、提出する商標図様はその音声を五線譜又は簡略音譜で表示しなければならない。五線譜又は簡略音譜で該音声を表現できない場合は、文字で記述的な説明をしなければならない。

2. 前項商標図様は五線譜又は簡略音譜で表示するときは、商標の描写記述を提供しなければならない。
3. 音声商標を登録出願するときは、商標責任官庁が公布した様式に合致する電子媒体を添えて提出しなければならない。

第19条 【指定商品・サービス役務の指定】

商標登録の出願は、商品及びサービスマーク分類表の類別に従い、使用する商品の類別又はサービスの類別を指定すると共に商品名称又はサービスの役務名称を具体的に列挙しなければならない。

2. 商品及びサービスマーク分類表の修正前に登録された商標は、登録時の指定商品又はサービスの類別に準じるものとし、登録されていない商標は、申請時の指定商品又はサービスの類別に準じる。

第20条 【優先権主張の可能期間】

本法第20条第1項規定でいう6ヵ月とは、中華民国と相互に優先権を承認している国、又は世界貿易機関の加盟国に商標登録出願した第1次の出願日の翌日から起算して、本法第19条第2項規定の出願日までの期間をいう。

第21条 【展覧会の展示の優先権主張の出願書類】

本法第21条の規定によって展覧会の展示の優先権主張を行うとき、展覧会主催者が発給した展示会参加の証明書類を添えて提出しなければならない。

2. 前項の展示会参加の証明書類には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

①展覧会の名称、場所、主催者名及び商品又はサービスの最先展示日。

②出展者の姓名又は名称及び展示商品又はサービスの名称。

③展示商品又はサービスの写真、カタログ、宣伝パンフレット又はその他の展示内容に係る証明書類。

第22条 【展覧会の展示の優先権主張の可能期間】

本法第21条の規定によって展覧会の展示の優先権主張を行うときは、その商品又はサービスを展示した日から6ヵ月間は、第20条の規定を準用する。



第23条 【同日出願における協議】

本法第22条の規定によって各出願人の協議で決める必要があるとき、商標責任官庁は一定期間を指定して、各出願人に協議するよう通知しなければならない。所定期間内に協議が成立しない場合は、商標責任官庁は日時と場所を指定して、各出願人に抽籤方式で決定するよう通知しなければならない。

第24条 【出願商標の非実質的な変更申請】

本法第23条但書でいう商標図様の実質的な変更がないとは、次に掲げる事情の1つに該当する場合をいう。

- ①識別力の欠如又は公衆に指定商品又はサービスの性質、品質若しくは産地について誤認誤信を惹き起す虞があるものを削除するとき。
- ②商品の重量又は成分の表示、代理販売店の電話、住所又はその他の単なる情報的な事項を削除するとき。
- ③国際通用の商標又は登録符号を削除するとき。
- ④商標に属しない部分を点線で表示変更するとき。

2. 前項第1号の規定に該当する場合、その図様変更が消費者に原商標と同一印象で出所を識別することができなくなるときは、これを適用しない。

第25条 【登録出願事項の変更申請】

本法第24条の規定によって商標の登録出願事項を変更登記申請するときは、申請書を以って変更証明書類を添付して提出しなければならない。但し、その変更申請は書類で証明する必要がない場合、証明書類の提示を免除とする。

2. 前項の変更申請については、商標毎に個別に申請をしなければならない。但し、同一出願人が2件以上の商標を登録出願する場合、同一変更事項であれば、1変更申請案として纏めて申請することができる。

第26条 【登録出願事項の訂正】

本法第25条の規定によって商標の登録出願事項を訂正申請するときは、商標責任官庁が必要であると認める場合、出願人に関連証拠を提出するよう命ずることができる。

第27条 【商標の分割請求】

商標の登録出願を分割申請するときは、申請書を以って分割の件数及び分割後の各商標の指定商品又はサービスを明記し、且つ分割件数毎に申請書の副本及びその商標登録出願に係る書類を添付して提出しなければならない。

2. 分割後の各商標登録出願案件の指定商品又はサービスが重なることは認められない。且つ原出願が指定する商品又はサービスの範囲を超えてはならない。
3. 公告決定となったが登録公告前に分割申請をするときは、商標責任官庁は出願人が登録料納付して商標登録公告に進んでから、商標権の分割を行わなければならない。

第28条 【出願権の移転申請】

本法第27条の規定によって商標の出願登録に生じた権利を他人に移転し



て出願人の名義を変更申請する場合、申請書を以って移転契約又はその他の移転証明書類を添えて提出しなければならない。

2. 前項の申請について、商標毎に個別に申請をしなければならない。但し、権利の承継人が同一出願人から2件以上の出願権を取得申請する場合、1変更申請案として纏めて申請することができる。

第29条 【特別顕著性の証明】

商標登録の出願人が本法第29条第2項の規定に該当すると主張し、既にその商品又はサービスを自己の識別標識として取引を行っている場合は、関係する証明書類を提出しなければならない。

第30条 【不登録事由の不当に該当するもの】

本法第30条第1項第10号但書でいう明らかに不当なこととは、次に掲げる事情の1つに該当する場合をいう。

- ①登録出願した商標が先行登録又は先行出願商標と同一であり、且つ同一商品又はサービスを指定するとき。
- ②裁判所によって禁止処分を受けた登録商標であるとき。
- ③その他の商標責任官庁が不当な事情に該当すると認めるとき。

第31条 【著名な定義】

本法でいう著名とは、客観的な証拠によって関連事業又は消費者に既に広く周知されていることを認定できるものをいう。

第32条 【法人、商号又はその他の団体の定義】

本法第30条第1項第14号でいう法人、商号又はその他の団体の名称とは、その主要部分を指していう。

第33条 【同意書に基づく登録商標の地位】

本法第30条第1項第10号乃至第15号の各号但書により、他人に同意した登録があるとき、その後本人が登録出願する商標が本法第30条第1項第10号の規定に該当する場合は、当該但書の規定により、その他人の同意を得た後、始めて登録できるものとする。

第34条 【拒絶理由通知の意見陳述期間】

本法第31条第2項規定の拒絶理由通知に対する意見陳述期間について、出願人が中華民国の国境内に住居又は営業所を有する場合、意見陳述期間は1ヵ月とする。住居又は営業所を有しない場合、意見陳述期間は2ヵ月とする。

2. 前項期間について、出願人は延長理由を明確に陳述して申請しなければならない。出願人が中華民国の国境内に住居又は営業所を有する場合、1ヵ月の期間延長することができる。住居又は営業所を有しない場合、2ヵ月の期間延長することができる。
3. 前項の意見陳述期間の延長申請について、出願人が再延長申請をした場合、商標責任官庁は補正の事項、延長の理由及び証拠を斟酌して、更なる延長期間を定めることができる。その延長の申請理由が特になくは、これを受理しない。



第3章 商標権

第35条 【更新登録出願】

商標権期間の更新登録を申請するときは、申請書を以って登録された商品又はサービスの全部又は一部に対して行わなければならない。

2. 商標権の存続に利害関係を有する者は、理由を明記して、前項商標権期間の更新登録を申請することができる。

第36条 【商標権の分割請求】

商標権を分割請求するときは、第27条第1項及び第2項の規定を準用する。

2. 商標権の分割請求が許可されたときは、商標責任官庁は分割後の商標毎に商標登録証を発行しなければならない。

第37条 【登録事項の変更申請】

商標登録事項の変更又は訂正について、第25条及び第26条の規定を準用する。

第38条 【使用許諾の登録申請】

商標の使用許諾を登録申請するときは、商標権者又は被許諾者が下記の事項を明確に記載した申請書を提出しなければならない。

- ①商標権者及び被許諾者の姓名又は名称、住所又は営業所、国籍又は地域、代表者が有るときは、その姓名又は名称。
 - ②商標代理人に委任する場合、その代理人名及び住所又は営業所。
 - ③商標の登録番号
 - ④専用使用許諾又は通常使用許諾。
 - ⑤使用許諾の開始日、終了の日があるときは、その終了日。
 - ⑥使用許諾の指定商品又はサービスの一部であるとき、その類別と名称。
 - ⑦使用許諾に地域を指定あるとき、その地域名。
2. 前項使用許諾の登録申請が被許諾者によって申請されるときは、使用権設定契約書又はその他の使用許諾を証明できる書類を添付しなければならない。商標権者によって申請されるとき、商標責任官庁が使用許諾の内容を照合する必要があると認める場合、前述の使用許諾の証明書類を提示するよう通知することができる。
 3. 前項使用許諾の登録申請については、商標毎に個別に申請しなければならない。但し、商標権者が所有する2件以上の商標について、登録した指定商品又はサービスの全部を同一地域で同一人に使用許諾を同意し、且つ使用許諾終了日が同一であるか、若しくは終了日を設定していない場合、1件の使用許諾登録申請案として同時に申請することができる。
 4. 再使用許諾を登録申請するときは、前3項の規定を準用する。本法第40条第1項本文が規定する事情を除き、再使用権に係る許諾証明書類を添えて



提出しなければならない。

5. 再使用許諾を登録申請する商品又はサービス、期間及び地域について、原使用許諾時の範囲を超過することはできないものとする。

第39条 【商標権の移転登録申請】

商標権の移転登録を申請するときは、申請書を以って移転契約又はその他の移転証明書類を添えて提出しなければならない。

2. 前項移転登録申請について、商標毎に個別に申請しなければならない。但し、譲受人が同一商標権者から2件以上の商標権を譲り受ける場合、1件の移転登録申請案として同時に申請することができる。

第40条 【商標権の質権登録申請】

商標権の質権設定登録、変更登録或いは登録抹消を申請するときは、商標権者又は質権者によって申請書と共に、該当登録事項として次の書類を添えて提出しなければならない。

- ①設定登録の場合、その質権設定契約又はその他の質権設定を証明する書類。
 - ②変更登録の場合、その質権変更を証明する書類。
 - ③登録抹消の場合、その債権が清算された証明書類、質権者が質権設定抹消に同意したことを証明する書類、裁判所判決書及び判決決定証明書或いは裁判所の確定判決と同一効力を有する証明書類。
2. 質権の設定登録を申請するときは、担保の債権額を申請書に明記しなければならない。

第41条 【登録証の再発行】

次に掲げる事情の1つに該当するときは、商標権者は書面を以って理由を述べ、商標登録証の再発行又は新しく交付申請することができる。

- ①登録証の記載事項に変更があったとき。
 - ②登録証が劣化又は破損したとき。
 - ③登録証を滅失又は紛失したとき。
2. 前項の規定により商標登録証を再発行又は新しく交付申請するときは、旧商標登録証の廃棄を公告しなければならない。

第42条 【異議申立理由の補充】

異議の事実と理由が明確でないとき又は不備があるときは、商標責任官庁は期限を定めて異議申立人に補正するよう通知することができる。

2. 商標登録公告日より3ヵ月以内に、異議申立人はその主張する事実及び理由を変更又は追加することができる。

第43条 【異議申立に対する答弁】

商標権者又は異議申立人が本法第49条第2項の規定により答弁或いは意見陳述を行うとき、その答弁書又は意見陳述書に付随する書類があれば、副本にもその書類を添えて提出しなければならない。

2. 商標責任官庁は前項副本を異議申立人に送付しなければならない。

第44条 【分割請求前の異議申立に対する取扱い】

商標権の分割請求が許可公告された後、分割前に該登録商標に対して異議申立があったときは、商標責任官庁は異議申立人に法定期限内に被異議商標を指定して関連申請書類を個々に添付するよう通知しなければならない、且つ



被異議商標の件数によって費用を新たに計算し、納付額に不足あるときは追加納付させなければならない、過多に納付されているときは、異議申立人は払戻し手続を申請することができる。

第45条 【異議申立審査中の商標分割請求に対する取扱い】

異議申立の審決前、被異議商標権の分割請求が許可されたときは、商標責任官庁は異議申立人に法定期限内に分割された各商標に対して異議申立の続行を声明するよう通知しなければならない。期限迄に声明しないときは、全部に対して異議申立を続行するものとする。

第46条 【前四条規定の準用】

第42条第1項、第43条乃至前条の規定は、審判及び取消案件にこれを準用する。

第4章 証明標章、団体標章及び団体商標

第47条 【証明標章】

証明標章権者は他人の商品又はサービスを証明するとき、自ら監督できるように、係る検定能力の有する法人又は団体によって検定又は検証を行うことができる。

第48条 【準用規定】

証明標章、団体標章及び団体商標はその性質により本細則の商標に関する規定を準用する。

第5章 附則

第49条 【証拠物件の返還請求】

商標の登録出願及び各種関連手続に係る証拠及び物件について、返還を希望するときは、その事件の確定後30日以内に受領しなければならない

2. 前項証拠及び物件について、商標責任官庁から期限内に受領するよう通知を受けたとき、期限過ぎても受領手続が提出されなかった場合、商標責任官庁は職権によって処理することができる。

第50条 【細則の施行日】

本細則は公布日から施行する。

注：条文見出しと項数は弊社にて付したものです。

翻訳：(有)ウンピン・エンド・カンパニー



[中華民國]

商品及び役務分類表

商 品	
類 別	名 称
第1類	工業用、科学用、写真用、農業用、園芸用及び林業用の化学品；未加工人造樹脂、未加工プラスチック；肥料；消火剤；焼戻剤及びはんだ付け剤；食品保存用化学品；なめし剤；工業用接着剤。
第2類	ペイント、ワニス、ラッカー；防錆剤及び木材防腐剤；着色剤；媒染剤；未加工天然樹脂；塗装用、装飾用、印刷業者用及び美術家用の金属箔及び金属粉。
第3類	洗濯用漂白剤及びその他の洗濯用剤；洗浄剤、つや出し用剤、洗い磨き剤及び研磨剤；石鹼；香料、香精油、化粧品、ヘアローション；歯磨き。
第4類	工業用の油及び油脂；潤滑剤；塵埃吸収剤、塵埃湿潤剤及び塵埃吸着剤；燃料（原動機用を含む）及び照明用燃料；照明用ろうそく、灯芯。
第5類	医薬用及び獣医用製剤；医療用衛生製剤；医療用又は獣医用食品、乳児用食品；人用及び動物用食餌補充品；膏薬、塗り薬用材料；歯科用充てん材料、歯科用ワックス；消毒剤；殺虫剤；殺真菌剤、除草剤。
第6類	一般の金属及びその合金；金属製建築材料；運搬可能な金属製建築物；鉄道線路用金属材料；電気でないケーブル及び金属ワイヤ；鉄製品、小型金属製品；金属管；金庫；他の類に属しない一般の金属から成る製品；鋳砂。
第7類	機械器具及び工作機械；原動機（陸上交通工具用を除く）；機械用の継手及び伝導装置の付属部品（陸上交通工具用を除く）；非手動農業用器具；孵卵器；自動販売機。



第 8 類	手工具及び器具（手動式のもの）；食卓用ナイフ・フォーク・スプーン；佩刀；かみそり。
第 9 類	科学用、航海用、測量用、写真用、映画用、光学用、計量用、測定用、信号用、検査（監視）用、救命用及び教育用の用具及び機器；電力伝導、開閉、転換、蓄積、調節又は制御用機器及び器具；音響又は映像の記録用、送信用又は複製用の器具；磁気データ記録媒体、記録用磁気ディスク；光ディスク、DVD 及びその他のデジタル録音媒体；硬貨操作による起動システムの機械装置；金銭登録機、計算機及びデータ処理設備、コンピュータ；コンピュータソフトウェア；消火器。
第 10 類	外科用、内科用、歯科用及び獣医科用の器具及び機器、義肢、義眼、義歯；矯正用品；傷口縫合用材料。
第 11 類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷凍用、乾燥用、換気用、給水用及び衛生用の設備装置。
第 12 類	交通工具；陸上、空中又は水上の移動用の器具。
第 13 類	火器；火薬及び発射体；爆発物；花火。
第 14 類	貴金属及びその合金並びに他の類に属しない貴金属製品又は貴金属を被覆した物品；首飾り、宝石；時計及び計時機器。
第 15 類	楽器。
第 16 類	他の類に属しない紙、厚紙及びその製品；印刷物；製本用材料；写真；文房具；文房具としての又は家庭用の接着剤；美術用品；絵筆；タイプライター及び事務用品（家具を除く）；教材及び教育用品（機器を除く）；包装用プラスチック製品（他の類に属しないもの）；印刷用活字；凸版印刷用塊状版木。



第17類	他の類に属しないゴム、グタペルカ、ガム、石綿、雲母及びこれらを材料とする製品；製造用射出成形プラスチック、詰物用、止具用及び絶縁用の材料；非金属製ホース。
第18類	皮革及び人造革、他の類に属しない皮革及び人造革製品；動物皮、獣皮；トランク及び旅行用バッグ；傘及び日傘；杖；鞭、馬具。
第19類	建築材料（非金属）；金属製でない建築用チューブ；コールタール、アスファルト；運搬可能な非金属製建築物；金属製でない記念碑。
第20類	家具、鏡、額縁；他の類に属しない木製、コルク、葦、籐、柳、角、骨、象牙、鯨骨、貝殻、琥珀、真珠母、海泡石製品及びこれらの材料の代用品から成り又はプラスチックから成る製品。
第21類	家庭用又は台所用の器具及び容器；くし及びスポンジ；ブラシ（絵筆ブラシを除く）、ブラシ製造用材料；清潔用具；スチールウール；未加工又は半加工のガラス（建築用ガラスを除く）；他の類に属しないガラス器、磁器及び陶器。
第22類	ロープ、ひも、網、テント、日よけ、タール又はワックスを塗布したターポリン、帆、粗布の袋又は袋（他の類に属しないもの）；詰物用及び止具用材料（ゴム製又はプラスチック製を除く）；織物用の繊維原料。
第23類	織物用糸、撚り糸。
第24類	他の類に属しない織物及び織物製品；ベッドカバー；テーブルカバー。
第25類	被服、履物、帽子。



第26類	レース及び刺繍布、リボン及び組みひも；ボタン、ホック、ピン及び縫い針；造花。
第27類	絨毯、ラグ、マット及び敷き畳、リノリウム及びその他の床敷き用品；織物でない壁掛け。
第28類	ゲーム用器具及び玩具；他の類に属しない体操用及び運動用器具；クリスマスツリー用装飾品。
第29類	食肉、魚肉、家禽肉及び猟の獲物；肉エキス；保存処理、冷凍、乾燥及び調理済果物及び野菜；ゼリー、ジャム、砂糖漬けの漬物；卵；ミルク及び乳製品；食用油及び油脂。
第30類	コーヒー、茶、ココア及び代用コーヒー；米；タピオカ及びサゴ；小麦粉及び穀物調製品；パン、ケーキ及び飴菓子；氷菓製品；砂糖、蜂蜜、糖蜜；酵母、ベーキングパウダー；塩；マスタード；酢、ソース（調味料）；調味用香料；氷。
第31類	他の類に属しない穀物及び農業、園芸並びに林業の生産品；生きている動物；生鮮果実及び野菜；種子；自然の植物及び花；動物用飼料、酒醸造用麦芽。
第32類	ビール；ミネラルウォーター及び炭酸水並びにアルコールを含有しないその他の飲料；果実飲料及び果汁；飲料製造用シロップ及びその他の製剤。
第33類	アルコール飲料（ビールを除く）。
第34類	煙草；喫煙用具；マッチ。



役 務	
類 別	名 称
第 3 5 類	広告；企業の管理；企業の運営；事務処理。
第 3 6 類	保険；財務；金融業務；不動産業務。
第 3 7 類	建築物の建設；修繕；取付けサービス。
第 3 8 類	電子通信。
第 3 9 類	輸送；商品の梱包及び倉庫保管；旅行の手配。
第 4 0 類	材料加工。
第 4 1 類	教育；訓練の提供；娯楽；スポーツ及び文化活動。
第 4 2 類	科学及び技術性のサービスと研究並びにその相関する設計；工業の分析及び研究サービス；コンピュータ ハードウェア及びソフトウェアの設計並びに開発。
第 4 3 類	食物及び飲料の提供サービス；臨時宿泊の提供サービス。
第 4 4 類	医療サービス；獣医サービス；人間又は動物に対する衛生及び美容サービス；農業、園芸及び林業に係るサービス。
第 4 5 類	法律サービス；財産又は個人を守る為のセキュリティー サービス；他人が個人的需要に応じて提供する私的又は社会的サービス；。